

次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、子育てをしていない社員も含め、全員が働きやすい環境を作ることによって、全ての社員がその能力を十分に発揮できるよう、次のように行動計画を策定します。

1. 計画期間

2025 年 3 月 21 日~2027 年 3 月 20 日（2 年間）

2. 内容

産前産後休業や、育児休業、育児休業給付、育休中の社会保険料免除等の制度の周知や情報提供の継続、及び希望者には個別相談を行う

【対策】

- ・ 法に基づく各諸制度の調査
- ・ 制度内容等について、社内報や掲示板による社員への周知
- ・ 希望者への個別相談の実施